

北海道生命倫理研究会誌「北海道生命倫理研究」投稿規定

1. 本誌のタイトル

本誌は「北海道生命倫理研究」と称する。

2. 原稿の採択・掲載

(1) 投稿は未発表のものに限る。二重投稿の場合、審査対象としない。

投稿した時点で原稿の著作権は編集委員会に帰すことを原則とする。

(2) 投稿された原稿は、原稿の種類に応じて選考を経た後に、編集委員会において掲載を決定する。

査読は2名によりなされる。査読者は匿名とし、日本生命倫理学会、日本医学哲学・倫理学会、日本臨床死生学会、日本医事法学会等の学会の会員から、編集委員会が任命する。掲載にあたっては、査読の結果などを理由に、編集委員会により修正を要請する場合がある。

(3) 編集委員会から寄稿を依頼する場合がある。この場合は、原則として査読を必要としない。

3. 原稿の種類

本誌には、主として、原著論文、研究報告、報告、レポート等を掲載する。

また、投稿あるいは寄稿依頼によらずに、編集委員会でも有用と判断した学術資料・情報も掲載する。

4. 原稿の形式

(1) 和文、英文どちらでも受け付ける。英文の場合には、英語を母国語とする者の校閲を経て、その証明を付すこと。

(2) 原著論文または研究報告の投稿者は、原稿の第一枚目に、①表題（和文・英文）、②Key Word（和文・英文）、③著者名（和文・英文）、④所属（和文・英文）、⑤要旨（和文・英文）を記載する。

(3) 原稿の形式は特に指定はしないが、投稿者は学術原稿としてふさわしい形式を採用することとする。

(4) 紙数制限は事前には設定せず、編集委員会にてその都度紙面構成を決める。

(5) 原稿中、図、表、写真の掲載も自由に認める。その場合、原稿中どの記述に関するものであるかを明確にすること。

(6) 参考とした文献等の学術情報は、著作権の侵害にならないように必ず本文あるいは注にて表記すること。注の形式はとくには指定しないが、読者がレビューできるように正確かつ分かりやすく記載すること。

5. 原稿作成の際の注意点

(1) 先行研究の著作権を尊重すること。

(2) 必要に応じて、研究資金源と利益相反に関してコメントすること。

(3) 論稿に関係する各種法令・ガイドラインに関しては、憲法第23条の学問の自由に基づき、著者が自由な立場から言及することができる。

(4) 共同研究の場合、執筆者名順に関しては、共同研究者内で事前に調整した上で論稿を提出すること。

6. 掲載料および原稿料など

- (1) 徴収および支払をしない。
- (2) 別刷は、著者の実費負担による。

7. 投稿先

〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学 医療人育成センター
人文研究室

※北海道生命倫理研究会誌の内容は、札幌医科大学学術機関リポジトリ「ikor」で閲覧することができる。

<http://ir.cc.sapmed.ac.jp/dspace/>